

**令和 4 年度  
堺市上下水道局内部統制評価報告書**

**令和 5 年 8 月**

# 令和4年度堺市上下水道局内部統制評価報告書

堺市上下水道事業管理者 森 功一は、地方自治法第150条第4項の規定を踏まえ、令和4年度の内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、報告書を作成しました。なお、この報告書は、同条第5項の規定による監査委員の審査の対象ではありません。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制とは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための取組で、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行され、また、継続的に見直しを行いながら構築していくものです。

上下水道局は、地方自治法第150条は適用されませんが、同条第1項の規定を踏まえ、令和2年4月1日付けで「堺市上下水道局内部統制に関する方針」を策定し、上下水道事業管理者の担任する事務のうち、財務に関する事務及び情報管理に関する事務その他の上下水道局における全ての事務事業を内部統制の対象とする事務（以下「対象事務」という。）として、体制の整備及び運用を行っております。

## 2 評価手続

### (1) 概要

令和4年4月1日から令和5年3月31日までを評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、対象事務について、局内全体と業務レベルの内部統制の評価を実施しました。

なお、以下の記述中、特に記載のない限り、組織名や例規等の検討資料は令和5年3月31日現在のものを指します。

### (2) 評価方法

#### ア 局内全体の内部統制の評価

局内全体の内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の評価項目を参照し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規程、マニュアル等の検証資料に基づき、評価部署（上下水道局 サービス推進部 事業サポート課）による独立的評価（独立した部署での評価）として確認を行い、対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備又は運用されていたかを評価しました。

#### イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、まず、各課において、リスクの発生を防止するための対応策を整備の上、事務の適正な執行が確保されていたかの自己点検及び自己評価を行いました。

その上で、これらの各課の自己評価結果や各種資料に基づき、評価部署において、対象事務に係る不備の有無を把握し、不備が発生した場合に是正及び改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備又は運用されていたか、独立的評価を行い

ました。

### (3) 有効性の評価

対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の不備（内部統制が存在しないもの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの等）又は評価対象期間において運用上の不備（整備された内部統制が適切に守られていないもの）が存在する場合に、内部統制は有効に整備又は運用されていないものと判断するものです。

なお、総務省ガイドラインでは、内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものや実際に生じさせたものが存在した場合に、有効でないと判断し、内部統制評価報告書に記載することとされていますが、堺市上下水道局では、これに限ることなく内部統制の有効性を評価することとし、「4 不備の是正に関する事項」として不備の概要をまとめて記載しています。

## 3 評価結果

上記の評価手続に基づいて局内全体の内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

### (1) 局内全体の評価

内部統制の各基本要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）ごとに設けた評価項目について、次表に記載する主な検証資料に基づいて確認を行ったところ、対象事務に係る不備は把握されなかったため、内部統制は有効に整備及び運用されていたと判断しました。

評価項目	主な検証資料
① 統制環境	
1-1 事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを示しているか。	・堺市上下水道局内部統制に関する方針 ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
1-2 組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市職員力・組織力向上基本方針（令和5年制定）
1-3 行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市上下水道局職員の懲戒処分の基準に関する規程（平成25年上下水道局管理規程第11号）
2-1 内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）

2-2 内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局事務分掌規程</li> <li>・ 堺市上下水道局決裁規程（昭和 43 年水道局管理規程第 11 号）</li> </ul>
3-1 内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修計画（令和 4 年度）</li> </ul>
3-2 職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価の評価項目（能力評価基準表）</li> </ul>
<b>② リスクの評価と対応</b>	
4-1 個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）</li> </ul>
4-2 リスクの評価と対応のプロセスを明示し、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市内部統制取組マニュアル</li> </ul>
5-1 各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>
5-2 識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、局内全体のものであるか否かを分類する (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>
5-3 リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>

<p>6-1 本市において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱（平成16年制定）</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領（平成16年制定）</li> </ul>
<p>③ 統制活動</p>	
<p>7-1 リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課の自己評価報告書</li> </ul>
<p>7-2 各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検項目一覧表</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>8-1 内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。</p> <p>(1) 権限と責任の明確化</p> <p>(2) 職務の分離</p> <p>(3) 適時かつ適切な承認</p> <p>(4) 業務の結果の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局事務分掌規程</li> <li>・ 堺市上下水道局決裁規程</li> <li>・ 各種業務マニュアル</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>8-2 内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>④ 情報と伝達</p>	
<p>9-1 必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号）</li> <li>・ 文書事務の手引</li> <li>・ 堺市広報広聴委員等設置規程（平成13年庁達第22号）</li> <li>・ 堺市上下水道局広報企画委員会要綱（昭和61年制定）</li> <li>・ 広報媒体マニュアル（ホームページ）</li> <li>・ 堺市ホームページ作成マニュアル</li> <li>・ 堺市上下水道局ホームページ運用ルール</li> </ul>
<p>9-2 必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴事務マニュアル</li> <li>・ 堺市市政への提案箱制度要綱（平成15年制定）</li> <li>・ 利用者の声</li> </ul>

<p>9-3 住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）</li> <li>・ 個人情報取扱事務届出</li> <li>・ 個人情報に係る事務処理手順書</li> <li>・ 堺市上下水道局個人情報の適正管理に関する要綱（平成19年制定）</li> <li>・ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）</li> </ul>
<p>10-1 作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営幹部会議、四部会議、管理職全体会議等</li> <li>・ 庁内LAN（デジタルサイネージ、職員情報共有のページ、電子メール等）</li> <li>・ 広報広聴副主任会議</li> </ul>
<p>10-2 組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領</li> <li>・ 堺市上下水道局法規相談窓口設置要綱（平成17年制定）</li> </ul>
<p>⑤ モニタリング</p>	
<p>11-1 内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> <li>・ 内部統制評価報告書</li> <li>・ 監査結果報告、監査結果に基づく措置通知書</li> </ul>
<p>⑥ ICTへの対応</p>	
<p>12-1 組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市ICT戦略</li> <li>・ 堺市上下水道局DXアクションプラン</li> <li>・ 堺市上下水道局DX推進本部要綱（令和3年制定）</li> <li>・ 堺市上下水道局DX推進主任等に関する要領（令和2年制定）</li> </ul>
<p>12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシー</li> <li>・ 各システムの情報セキュリティ実施手順</li> <li>・ 自作システム管理ガイドライン</li> </ul>

12-3 ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	・ 該当する業務の契約書
12-4 ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	・ 情報セキュリティポリシー ・ 各システムの情報セキュリティ実施手順

## (2) 業務レベルの内部統制の評価

各課における不備を記録したリスク評価シートの内容や記録されていない不備の有無等については、各種資料に基づき不備の発生状況の点検を行ったところ、整備上の不備は見当たらず、有効に整備されていたものと判断しますが、評価対象期間において対象事務に係る運用上の不備が把握されたため、内部統制の一部は有効に運用されていなかったものと判断しました。

なお、推進部署（上下水道局 サービス推進部 事業サポート課）が特に重点的に点検が必要なものとして指定したリスクについては、下記のとおり確認をした結果、不備は見当たりませんでした。

ア 「現金（公金外現金を含む。）、切手の紛失、盗難、私的流用、不適切な管理」について、現金出納簿、切手等受払簿などの帳簿類の調査を実施

イ 「固定資産台帳の記載漏れ、記載誤り」に関しては、令和4年10月31日付け「固定資産の現況調査について」により、各課において現況調査を実施しました。なお、令和3年度の定期監査を受けて現況確認のあり方を見直した結果、全ての資産を対象に現況調査を行うこととし、土地、建物、構築物、機械及び装置については、5年以内の期間を設けて調査することとしました。

## 4 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における運用上の不備は、次表のとおり14件ありました。これらの不備については、適宜、是正措置及び改善策が講じられており、適切に対応しているものと判断しました。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正及び改善措置の内容
1 予算執行	1 予算執行	0	-	-
2 収入	1 調定	2	①指定排水設備工事業者の倒産に伴い、排水設備工事検査が未実施であったため、下水道使用料の徴	検査未実施及び未賦課案件を洗い出し、ほかに徴収漏れが無いことを確認した。今後は、定期的に

			収漏れが発生した。	月1回調査し、下水道への接続が確認されたものは下水道使用料の賦課手続を行うこととした。
			②3年間の使用許可をしている行政財産の目的外使用料について、令和4年度の使用料が使用開始日より前に徴収されていなかった。	使用料の徴収漏れが発生しないよう、今後は、1年ごとに使用許可を行うこととし、業務マニュアルに追加した。
	2 徴収	1	①協定に基づく他市汚水の処理に要する経費に係る負担金を請求する際、負担金の算定根拠となる汚水排出量を実際より少ない量で算出したため、負担金を過少請求した。	相手方と協議し、不足額を徴収した。今後は、関係課と連携して複数人での確認を徹底するとともに、前年度から大幅な増減がある場合は、十分に内容を精査することとした。
	3 納入通知	0	—	—
	4 収入	0	—	—
	5 債権管理	2	①債権額に応じた按分弁済が見込まれていたにもかかわらず、令和3年度末に法人消滅事由により債権の不納欠損処理を行った。	一部弁済金については、過年度損益修正益として受入処理を行った。今後は、継続中の案件の見落としが生じないよう、業務マニュアルに追加した。
			②担当者間での連携不足により、誤って弁護士に債権回収業務を委託し催告したことから、破産に伴い裁判所が水道料金の免責を許可したにもかかわらず、水道料金が入金された。	破産申立準備等が始まった案件については、弁護士委託を取り下げをルール化し、担当者間で連携を図るため、システム入力を徹底することを業務マニュアルに追加した。
3 支出	1 契約の締結	3	①代価表を作成する際、本来計上されるべき単価が一部漏れていたため、予	システム上の改善対策を図るとともに、今後、代価表作成後は複数人で単



			定価格を誤った金額で公表した。	価の計上漏れの確認を行うこととした。
			②設計書の経費計算において、一般管理費の率計算の対象外とすべきものを一般管理費の対象として積算したため、予定価格を誤った金額で公表した。	下水道施設工事の「工事設計書審査チェックシート」を新たに作成した。今後は、複数人で確認を行うこととし、課内会議で共有した。
			③本来、積算システムに登録されている共通代価を使用すべきところ、手入力により誤った代価を作成したため、予定価格を誤った金額で公表した。	手入力代価であることが分かるようシステム改修を行うとともに、積算システムに登録されている代価を適正に使用しているかを複数人で確認し、手入力で作成している場合は根拠資料と照合してより慎重に確認することとした。
	2 契約の履行の確保	1	①委託契約において、受注者から提出されるべき一部再委託届出書が提出されていなかった。	受注者に一部再委託届出書の提出を求め、受領した。今後は、業務毎にチェックシートを作成し、複数人での確認を徹底することとした。
	3 支払	0	—	—
	4 補助金の交付	0	—	—
4 現金、切手等	1 現金、切手等	0	—	—
	2 公金外現金	0	—	—
5 資産	1 公有財産	0	—	—
	2 物品	0	—	—
6 情報管理	1 個人情報の管理	2	①受託者（水道メーター取替業務）の従業員が、「メーター取替施工伝票」にお客様の氏名を二重線で訂正したため、誤ったお客様の個人情報（氏名）が分かる状態で投函した。	受託者の業務責任者が、従業員に対し、事案の共有と個人情報保護に関する研修を行った。個人情報（お客様の氏名）を記載しないよう様式を変更した。

			②公共下水道整備に係る汚水柵設置について意向を確認する必要があり、土地所有者の自宅へ職員が訪問し、個人情報（氏名及び権利利益に関する内容）を記載した文書を誤って近隣の同姓宅のポストに投函した。	事務処理手順書を作成し、個人への文書の送達は原則として郵送とすることを定め、今後やむを得ず文書を投函する際は、所属長に報告した上で、投函前に複数人での確認を徹底することとした。
	2 機密情報の管理	0	—	—
7 例規	1 規定整備	0	—	—
8 文書	1 文書管理	3	①共同住宅の家主等に、水道料金の基本料金を免除する旨の通知文書を郵送したところ、文書裏面に記載している水道料金の計算式に誤りがあった。	作成者以外の職員が、複数人でダブルチェックする体制に見直すとともに、元原稿となるデータを容易に変更できないようパスワードを設定した。
			②メーター検針時に、受託者がハンディターミナルを適切にシャットダウンしなかったため、最新の単価情報で計算されず、誤った金額表示のご使用水量のお知らせを投函した。	受託者に対し、ハンディターミナルの操作手順の徹底を求めるとともに、ハンディターミナルに注意喚起のシールを貼付した。また、ハンディターミナル内のデータをシステムに戻す際に、自動でシャットダウンするよう、プログラム修正を行った。
			③公文書である過年度の運転日誌を紛失した。	公文書の適切な管理について周知するとともに、公文書に該当するものを抽出し、管理の徹底を図った。
	2 公印管理	0	—	—
9 ICT	1 システム	0	—	—
合 計		14		

※ 上記の表は、対象事務について、堺市上下水道局が想定したリスクをまとめたリスク一覧表の分類ごとに作成したものです。

#### 5 配水管布設工事等における不適切事案について

令和3年度に施工した「浅香山町3丁ほか配水管布設工事」及び令和4年度に施工した「浅香山町3丁ほか舗装道路本復旧工事」において、不適切な契約・対応を行っていたことが判明し、その調査報告書を令和5年6月30日に公表しました。

本事案を受け、令和5年7月14日に堺市上下水道局組織改革等推進委員会要綱を制定し、堺市上下水道局組織改革等推進委員会を設置しました。今後、同委員会において、不適切な職務遂行が起きた原因や問題点等を検証し、再発防止に取り組みます。

本事案に係る内部統制の評価については、同委員会で検証して対策を講じた後、改めて報告書を作成し、公表する予定です。

なお、本事案の詳細な内容については、堺市上下水道局のホームページに調査報告書を公表しています。

ホームページのURL <https://water.city.sakai.lg.jp/customer/oshirase/3100.html>

令和5年8月3日 堺市上下水道事業管理者 森 功 一